

**八女市地域密着型サービス
指定候補事業者公募要領**

【令和7年度整備予定分】

（小規模多機能型居宅介護）

**令和7年5月
八女市**

1 今回の公募について

八女市では「八女市第9期介護保険事業計画」に基づき、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業所の整備を計画しているため、次のとおり公募を行います。

2 公募する地域密着型サービスの内容について

本公募における地域密着型サービスの種類等は、以下のとおりです。関係法令等を十分に理解のうえ応募して下さい。

サービスの種類	整備予定年度	施設整備予定地域	施設数・定員
小規模多機能型居宅介護	令和7年度	八女市上陽町、星野村または矢部村	2施設（各圏域1施設） 登録定員29人以内

※小規模多機能型居宅介護の整備予定地域については、八女市上陽町、星野村及び矢部村のそれぞれの圏域に1施設、今年度は2施設の整備について公募を行います。

3 指定候補事業者の選考及び決定について

- (1) 指定候補事業者は、選考委員会において審査選定（現地調査・書類審査・ヒヤリング等）を行い、その結果を踏まえて市長が決定します。
- (2) 整備予定年度については、令和7年度を予定しますが、各施設整備予定地域の実情等を考慮し、調整することがあります。
- (3) 審査の過程で市が必要と認める場合は、調査、または追加書類の提出を求める場合があります。
- (4) 審査の結果、指定候補事業者なしとする場合があります。
- (5) 選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに八女市ホームページ上で公表します。
- (6) 審査基準
主に次の審査内容について審査を行います。
 - ① 地域密着型サービスの提供にあたっての運営理念、概要及び目標等
 - ② 防災体制、緊急・災害時の対応、衛生管理及び事故防止など安全確保
 - ③ 医療機関等との連携体制
 - ④ 整備予定地の選定理由
 - ⑤ 家族や地域住民との良好な関係の構築方法、協力体制及び交流の方法
 - ⑥ 資金計画及び収支計画

4 補助金及び補助対象経費について

補助金については、福岡県に補助金の交付申請を行い、交付決定されたときに交付されます。現時点で想定される補助金の交付予定額は次のとおりです。

ただし、補助金については県の予算額内で交付されるため、減額又は不交付となることもあります。

なお、補助金の交付を受けずに事業を行うことも可能ですが、補助事業と同じ審査手続とし優遇措置はありません。

(1) 補助金の交付予定額

(単位：円)

サービスの種類	施設整備補助金	開設準備補助金
小規模多機能型居宅介護	31,680,000	7,119,000
小規模多機能型居宅介護 (空き家等を活用したもの)	8,500,000	(※宿泊定員9名の場合)

(2) 補助対象経費について

補助対象経費は、施設整備に係る補助金については、施設整備に要する費用であり、土地購入費及び造成費は対象外となります。

また、開設準備等に係る補助金については、開設前の最大6カ月間の開設準備に係る人件費、備品購入費及び研修費等となります。詳細については、補助金交付要綱に基づきます。

なお、他の施設等との合築・併設を行う場合は、補助単価を加算する場合があります。

(3) 補助金の返還義務

補助金を受けて整備した施設については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用を受けますので、事業を廃止する場合等は補助金の返還義務が生じます。

(4) 補助金以外の整備資金

全額事業者の負担とします。

5 公募参加資格について

指定候補事業者の公募参加資格については、以下の要件等を全て満たす者とします。

(1) 市内の整備予定地域で、地域密着型サービス事業の適正な運営ができる法人。

※ 新たに法人を設立する場合は、指定候補事業者の決定までに法人の設立ができる者とし、法人設立確約書を添付してください。

(介護保険法における事業を行う場合は、法人であることが前提となります。)

(2) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の各号に該当しないか、新たに法人を設立する場合は該当しないことが確実な者。

(3) 整備事業の運営を直接行う者であること。

(4) 施設を整備する土地及び建物を所有するか、取得が見込まれる者。又は賃貸借契約の締結が確実であり事業の継続性が十分確保できる者。

※ 土地・建物を賃借する場合は事業開始後、10年以上の賃借が確実であること。

※ 事業所運営に必要な土地・建物を購入により取得又は賃借する場合は、あらかじめ土地・建物の現所有者等の承諾を書面で得ている者。

- (5) 運営する法人及び法人の代表者並びに法人の役員について、国税、県税、市税、介護保険料、社会保険料、労働保険料及び公共料金等を滞納していないこと。

6 施設整備及び運営に関する留意事項

- (1) 介護保険法、都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、及び福岡県福祉の町づくり条例及び関係法令等を遵守し支障がないこと。
- (2) 整備年度内に整備を完了すること。
- (3) 地域資源（空き家・学校跡地等）を活用して整備される場合も公募対象となりますので詳しくはお問い合わせ下さい。

7 公募の告知及び受付

- (1) 公募の告知

令和7年5月21日（水） 八女市のホームページに掲載及び、市内の高齢者施設等を運営する法人宛てに通知

- (2) 公募説明会

令和7年6月11日（水）午後2時～（八女市役所206会議室）

- (3) 開設相談

令和7年6月2日（月）～令和7年7月10日（木）

- (4) 応募に関する書類の受付期間

令和7年6月2日（月）～令和7年6月30日（月）

- (5) 提案に関する書類の提出期限

令和7年7月11日（金）

- (6) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒834-8585 八女市本町647番地

八女市 介護長寿課 介護サービス係

TEL：0943-23-2545

FAX：0943-30-1505

E-mail：shiteishidou@city.yame.lg.jp

※ 午前8時30分～午後5時まで（土・日・祝日は除きます。）

※ 問い合わせ内容によっては、折り返し回答いたします。

※ 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

※ 提出書類の様式（Word）を電子メールでご希望の方は、お申し出ください。

- (7) 書類を提出される場合の留意事項

書類の提出について、郵送による受付は行いません。必ず事前に電話予約の上で来庁され必要書類を提出してください。また、書類に不備等がある場合は受理できない場合がありますので、早めの提出をお願いします。

- (8) 感染症等に係る対応

状況により、公募に係る日程等の変更が必要な場合は再度告知します。

8 提出書類について

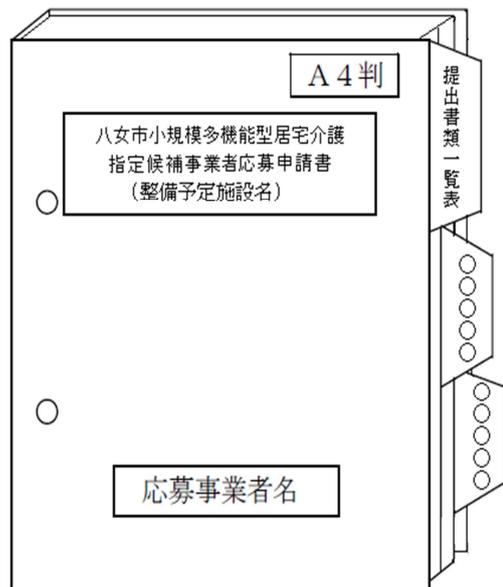
(1) 提出書類

- ①応募される事業者は、応募に関する書類確認表及び提案に関する書類確認表に掲げる書類の正本1部及び副本7部を、それぞれ指定された期日までに提出してください。
- ②提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。また、書類の提出に要する経費は全て応募者の負担となります。
- ③提出された書類は、八女市情報公開条例の対象となりますので、同条例の規定により公開されることがあります（非公開情報は除きます）。

※製本要領

提出書類の体裁は、次のように整えて下さい。

- 全体の目次及びページを付ける。
- 項目ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する。
- 全体をバインダー等で綴り、表紙と背表紙に「八女市小規模多機能型居宅介護指定候補事業者応募申請書（整備予定施設名）」及び「応募事業者名」を記載する。



9 今後の日程について（予定）

令和7年	5月21日（水）	・公募の告知（ホームページ・通知）
	6月11日（水）	・公募説明会
	6月30日（月）	・応募締切
	7月11日（金）	・提案締切
	7月下旬～8月上旬	・選考作業（現地調査・ヒヤリング）
	8月中旬	・結果の通知

10 禁止事項と欠格事項等について

- (1) 選考委員会の審査の前に、次の行為を行なった場合は、審査を行うことなく不適とします。
 - ・選考委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
 - ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(2) 書類の提出期限後（選考委員会まで）は、次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(3) 選考委員会で審査し、市が選定した後に、次に該当する場合は選定結果にかかわらず不適とします。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、一切応募できません。これに違反したことが判明した場合は、不適とします。

11 その他

(1) 選定前までの辞退について

- ・書類の提出期限後、指定候補事業者選定の前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（様式任意）を提出してください。

(2) 選定後の辞退について

- ・指定候補事業者として選定された後に辞退することは、本市の計画全体に大きな支障をきたすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。